

第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画

令和 7 年 4 月

高知市

はじめに

本市は、全国に先行する形で人口減少・高齢化が進んでおり、令和 12 年度には高齢者の 5 人に 1 人が認知症になることが予測されています。同時に、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数、自立支援医療（精神通院）の受給者数も増加しており、権利擁護支援を必要とする人が増加しています。



高知市長 桑名 龍吾

国においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定し、地域共生社会の実現という目的に向け、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進するため、成年後見制度を利用促進することとしています。また、令和 6 年 12 月に閣議決定された認知症施策推進基本計画では、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益を保護するため、成年後見制度が位置付けられています。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分となった人の権利を守るため、本人の援護者となる成年後見人等を選ぶことで、本人の不動産や預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約等の身上保護などの法律行為を支える制度です。

本市では、成年後見制度を利用促進し、権利擁護支援体制の強化を図るため、高知市成年後見制度利用促進基本計画を策定し取組を進めてきましたが、制度の認知度が低く、多くの市民がこの制度を活用できていない現状があります。

今回、新たに策定した「第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画」では、基本理念である「誰もが住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、安心して暮らすことができる高知市の実現」を目指して、成年後見制度や意思決定の重要性を普及促進するとともに、包括的な相談支援体制の充実や権利擁護支援チームの自立支援などに取り組みます。

権利擁護支援を必要とする人が安心して成年後見制度を利用することができ、成年後見制度の利用者を支援する後見人等が対応に困り孤立することがないように、多様な分野・主体が連携し、支援することのできる仕組みを構築するとともに持続可能な運用を目指します。

最後に、本計画の策定に当たり多大なご尽力をいただきました高知市成年後見制度利用促進審議会の委員の皆様並びにアンケート及びパブリックコメントなど、貴重なご意見をお寄せいただきました市民・事業者・団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 7 年 3 月

目 次

第1章 背景

1 国の動向.....	1
2 成年後見制度.....	2
3 地域連携ネットワーク	5
4 高知市の状況.....	7

第2章 基本的な事項

1 計画の目的	12
2 計画の位置付け.....	12
3 計画期間	12
4 SDGs の達成に向けた取組.....	12

第3章 高知市の成年後見制度に関する現状と課題

1 中核機関の設置と運営	14
2 第一期高知市成年後見制度利用促進基本計画の取組.....	16
3 アンケート調査の結果	20
4 関係機関との意見交換.....	25
5 課題と今後の方向性	26

第4章 基本理念と取組体系

1 基本理念.....	29
2 高知市の地域連携ネットワーク	29
3 取組の体系	30

第5章 基本目標の達成に向けた数値目標と具体的な取組

1 成年後見制度の普及促進	31
2 成年後見制度の利用支援	35
3 包括的な相談支援体制の充実	36
4 権利擁護支援チームの自立支援	38
5 意思決定の普及促進	39

第6章 計画の進行管理

1 進行管理.....	41
2 点検・評価.....	41

第1章 背景

1 国の動向

(1) 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定

国の成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)は、平成28(2016)年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「促進法」という。)第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国の成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けています。

令和4(2022)年には、令和4年度～令和8(2026)年度を計画期間とした第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の第二期計画」という。)を策定しています。

国の第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととしています。

なお、促進法第14条第1項では、地方公共団体は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

◆国の第二期計画における地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援のイメージ



出典：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」抜粋

(2) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行

日本は急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人の数は増加しており、高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備軍と言える状況になっています。

このため、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施

策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進することを目的として、令和6(2024)年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下「認知症基本法」という。)が施行されました。

国では、認知症基本法の目的の達成に向けて、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、認知症施策推進基本計画(以下「国の認知症基本計画」という。)を令和6年12月に閣議決定しました。この認知症施策推進基本計画では、地方公共団体の計画の策定を努力義務としており、本市では高知市高齢者保健福祉計画に内包する形で計画を策定しています。

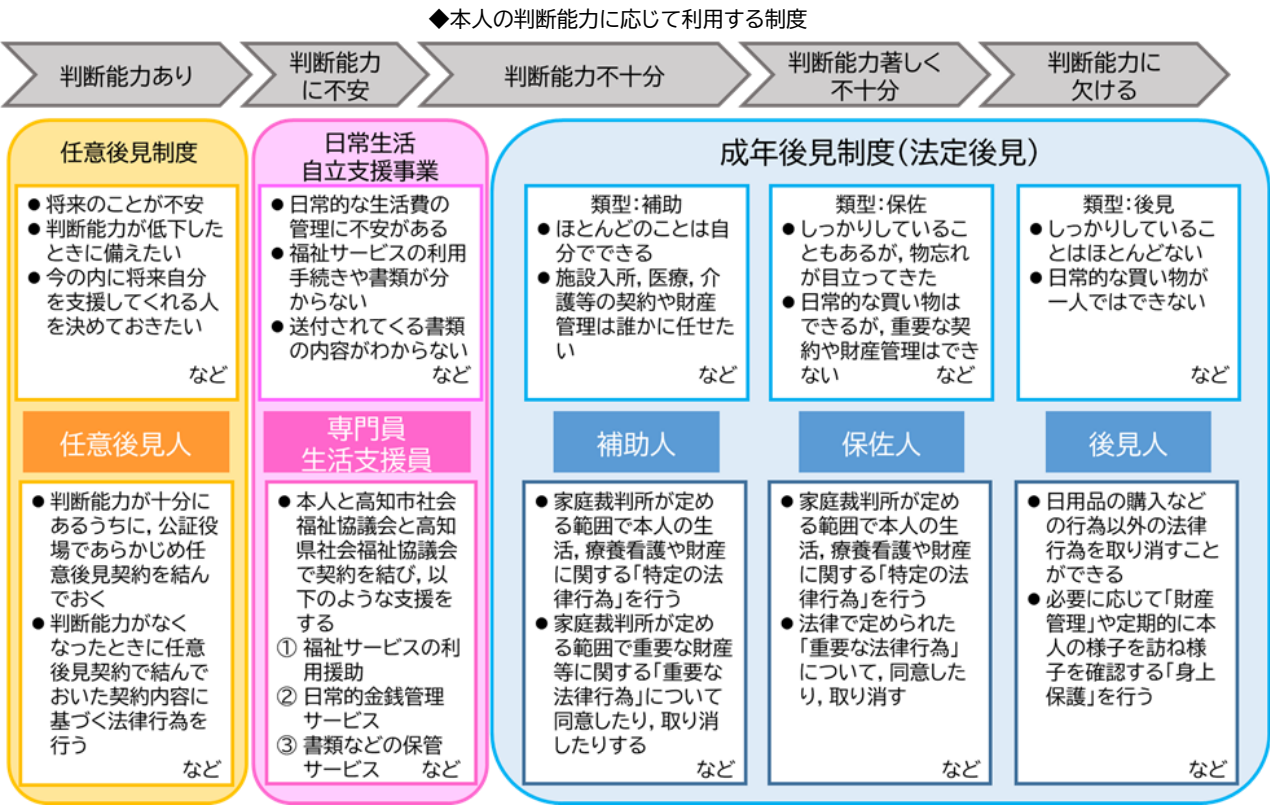
国の認知症基本計画における施策の一つとして、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益を保護するため、成年後見制度が位置付けられています。

2
成年後見制度

(1) 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分となった人の権利を守るため、本人の援護者となる成年後見人等を選ぶことで、本人の不動産や預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約等の身上保護などの法律行為を支える制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。法定後見制度は本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所により後見人等を選任する仕組みです。任意後見制度は、本人の判断能力があるうちに、本人が任意で後見人をあらかじめ選任しておく仕組みです。



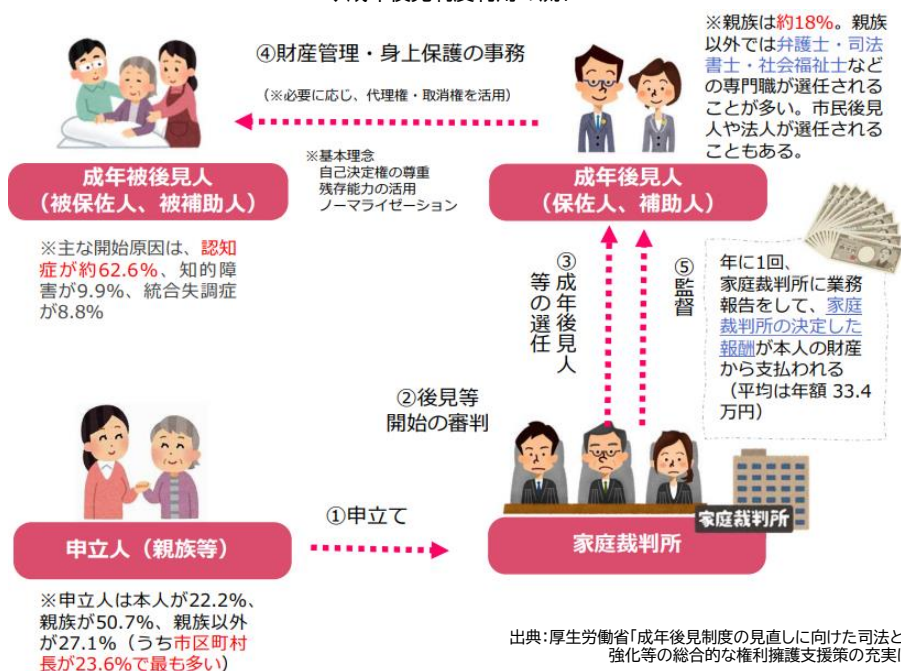
(2) 成年後見制度利用の流れ

成年後見制度は、本人や配偶者、四親等内の親族、市町村長等により申立てをすることが可能で、家庭裁判所が後見等開始の審判を行うことで成年後見人等が選任されます。

成年後見人は、福祉サービス・介護の手続や契約の支援、日常生活での金銭管理、よく分からずにした契約の取消し、入院や施設への入所手続等の支援を行うことができます。

保佐人や補助人は、家庭裁判所が定める範囲で福祉サービス・介護の手続や契約の支援、日常生活の金銭管理、よく分からずにした契約の取消し、入院や施設への入所手続の支援等を行うことができます。

◆成年後見制度利用の流れ



◆成年後見人等ができること



出典:厚生労働省「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について」引用

(3) 成年後見制度に関連する事業や制度

成年後見制度に関連する事業や制度として、判断能力が不十分となる前に、本人の契約により利用できる事業や制度があります。

① 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力に不安がある人が、高知市社会福祉協議会、高知県社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用手続や日常的な生活費の管理、書類を預かるなどの支援を受けられる事業です。

② これからあんしんサポート事業

頼れる親族等がない方が、本人が判断できる間に高知市社会福祉協議会と契約することで、日ごろの見守りや、将来自身で判断ができなくなった時の預託金での入院・入所費用の支払い、死後事務委任契約公正証書の内容に基づき亡くなった後の支援を受けられる事業です。

③ 遺言・遺言書

遺言には公正証書遺言と自筆証書遺言の2つがあります。公正証書遺言は法律の専門家である公証人が正確に遺言書を作成し、保管することができるものです。自筆証書遺言は自分で遺言書を作成するため、費用がかからないことが特徴です。自分の財産を生前お世話になった人に財産を渡したいなど、被相続人(個人)が法律の定めと異なる相続の配分を生前に希望するときに作成するもので、被相続人の最終意思を尊重する制度であり、遺産を誰にどのように配分されるかを自由に定めることができます。

④ 死後事務委任契約

死後事務委任契約は、公証役場で手続を行うことが可能であり、契約により委任者(本人)が第三者(個人、法人を含む)に対して、亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬にする事務等に関する代理権を付与して死後事務を委任することができます。

委任できる内容

- 医療費の支払いに関する事務
- 家賃・地代・管理費の支払いと敷金・保証金等の支払いに関する事務
- 老人ホーム等の施設利用料の支払いと入居一時金等の受領に関する事務
- 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬に関する事務
- 永代供養に関する事務
- 相続財産管理人の選任申立て手続に関する事務
- 賃借物件明け渡しに関する事務
- 行政官庁等への諸届事務

⑤ 信託制度

信託制度とは、財産を持っている委託者(本人)が受託者(信頼できる相手、信託銀行など)に自分の財産を委託して、受益者(本人の財産から利益を得る人)のために、自分の財産の管理や処分をする権限を公正証書による信託契約で託す財産管理の仕組みです。障がいのある子どもの親亡き後の課題に対し、親が亡くなくても生活資金を確保し、相続等の手続を経ることなくスムーズな支援を受けることができます。

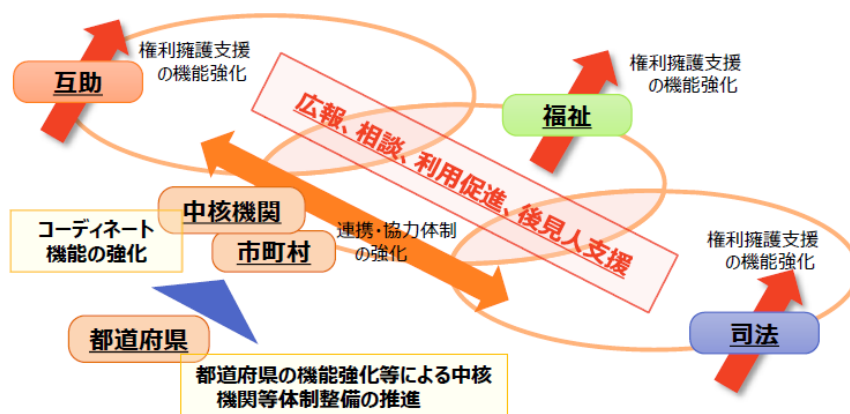
3 地域連携ネットワーク

(1) 地域連携ネットワークとは

各地域において、権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みを権利擁護支援の地域連携ネットワーク(以下「地域連携ネットワーク」という。)といいます。

国の第二期計画では、地域連携ネットワークのコーディネートを担当の中核機関を中心とした、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会等の専門職団体(以下「専門職団体」という。)-関係機関の自発的協力・連携強化が求められています。

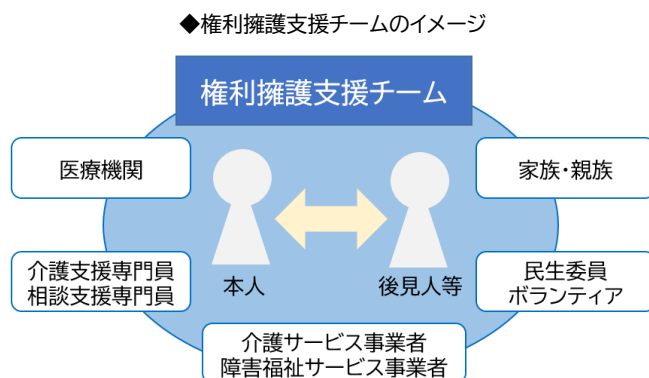
◆国の第二期計画における中核機関のコーディネートのイメージ



出典：厚生労働省「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」抜粋

(2) 権利擁護支援チームとは

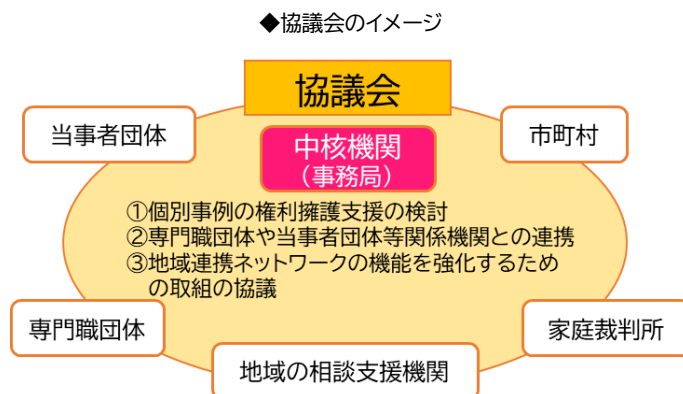
権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援を行う仕組みです。



(3) 協議会とは

協議会は、中核機関が事務局となり、専門職団体や支援者等の関係機関や団体が連携体制を強化し、後見人等や権利擁護支援チームへの支援方法や権利擁護支援の取組などについて協議する場として設置するものです。

本市では、地域連携ネットワーク協議会という名称で協議を行っています。



4 高知市の状況

(1) 高知市の人口と高齢者率の推移

本市の総人口が減少を続ける中、75歳以上(後期高齢者)人口は、令和8年度まで増え続け、一旦減少に転じた後、令和32(2050)年度には再び増加に転じることが予測されています。

本市の高齢化率は、中核市平均より高い数値で推移しており、令和12(2030)年度には33.3%、令和32年度には45.4%になる見込みです。

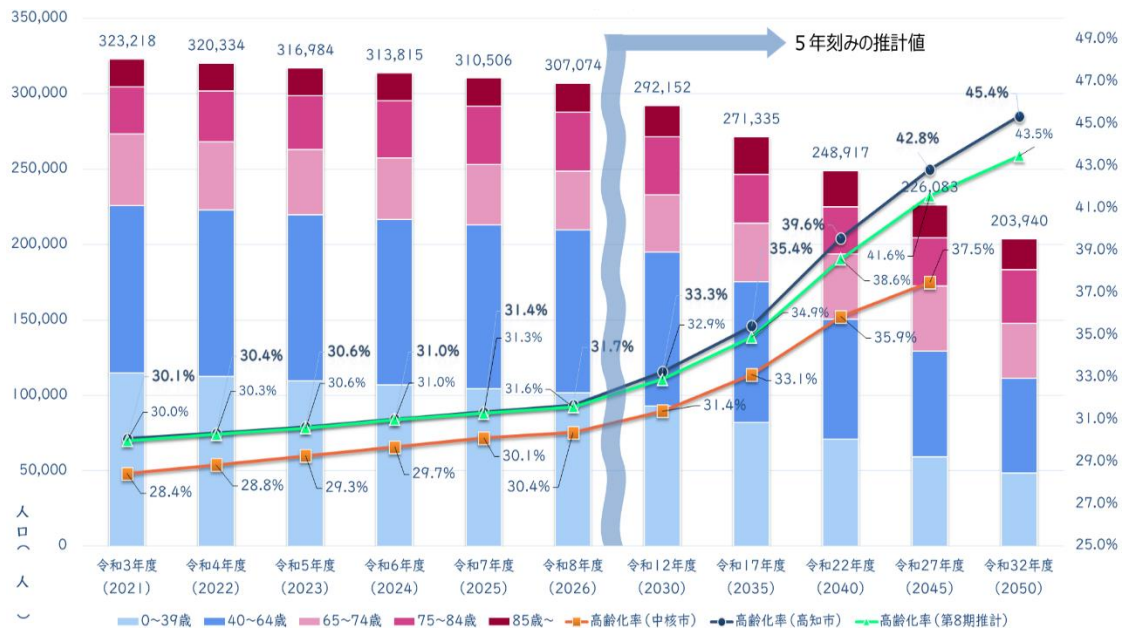
◆高知市の人口と高齢化率の推移(表)

(単位:人)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)	令和32年度 (2050)
総人口	323,218	320,334	316,984	313,815	310,506	307,074	292,152	271,335	248,917	226,083	203,940
0~39歳	114,777	112,339	109,563	106,877	104,266	101,788	92,861	81,894	70,704	59,237	48,418
40~64歳	111,152	110,748	110,268	109,591	108,870	107,991	102,130	93,319	79,651	69,970	62,986
65~74歳(前期高齢者)	47,410	45,140	43,024	41,164	39,865	38,888	38,197	39,032	43,505	43,393	36,241
75~84歳	31,520	33,582	35,678	37,819	38,907	39,249	38,386	32,418	31,195	31,938	35,731
85歳~	18,359	18,525	18,451	18,364	18,598	19,158	20,578	24,672	23,862	21,545	20,564
65歳以上 (第1号被保険者)人口	97,289	97,247	97,153	97,347	97,370	97,295	97,161	96,122	98,562	96,876	92,536
75歳以上 (後期高齢者)人口	49,879	52,107	54,129	56,183	57,505	58,407	58,964	57,090	55,057	53,483	56,295
高齢化率(高知市)	30.1%	30.4%	30.6%	31.0%	31.4%	31.7%	33.3%	35.4%	39.6%	42.8%	45.4%
高齢化率(中核市)(※1)	28.4%	28.8%	29.3%	29.7%	30.1%	30.4%	31.4%	33.1%	35.9%	37.5%	
高齢化率(第8期計画)	30.0%	30.3%	30.6%	-	31.3%	-	32.9%	34.9%	38.6%	41.6%	43.5%

出典:高知市高齢者保健福祉計画

◆高知市の人口と高齢化率の推移(グラフ)

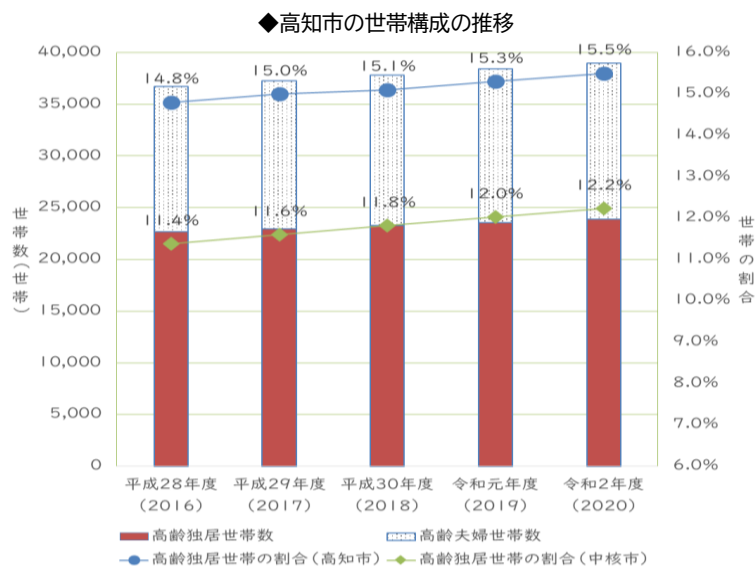


出典:高知市高齢者保健福祉計画

(2) 世帯構成の推移

本市の世帯構成は、独居高齢者世帯数、高齢夫婦世帯数が共に増加しており、高齢独居世帯の割合については中核市平均より高く、平成29(2017)年度には15%に達し、その後も増加傾向にあります。

こういった現状から、親族の支援を得られない身寄りのない高齢者が増加することが予想されます。

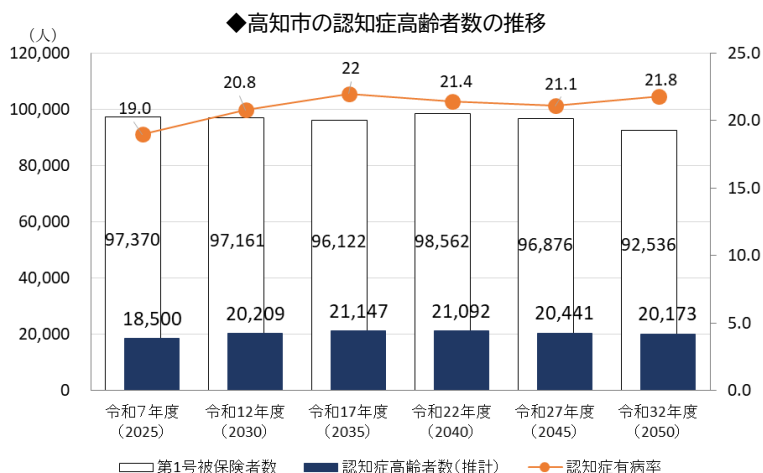


出典:高知市高齢者保健福祉計画

(3) 認知症高齢者数の推移

本市の認知症高齢者数は、高齢化に伴い増加が見込まれています。令和12年度には高齢者の5人に1人が認知症高齢者となり、令和17(2035)年度にピークを迎えた後、令和22(2040)年度には減少に転じることが予測されています。

こういった現状から、財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)などを必要とする高齢者が増加することが予想されます。



出典:高知市高齢者保健福祉計画

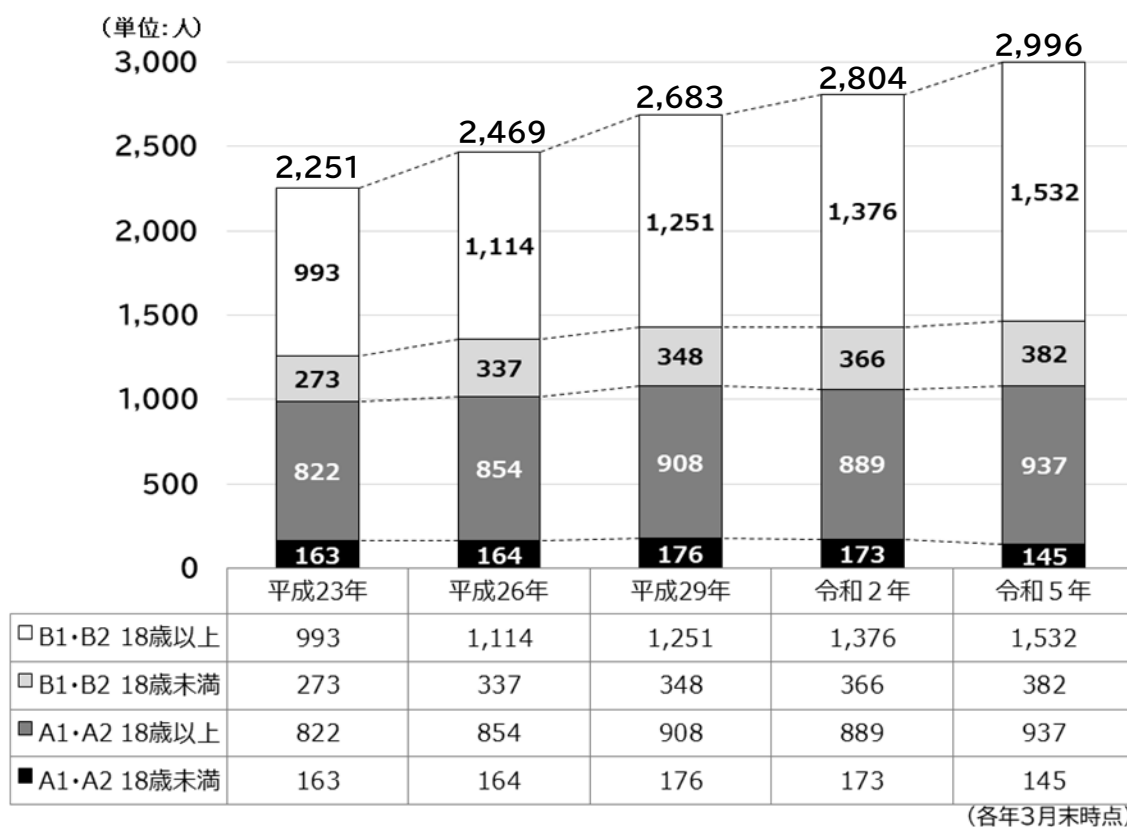
(4) 療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。そのうち、B1・B2(中度・軽度)については、平成23(2011)年から令和5(2023)年までの間に18歳未満が40%、18歳以上で54%増加しており、療育手帳所持者数の増加が顕著になっています。

知的障がい者は、同居する親が財産管理を担うことが多く、親の高齢化や親族等の養護者が不在となった場合に、財産管理や身上保護が困難となる問題があります。

こういった現状から、財産管理や身上保護を必要とする知的障がい者が増加することが予想されます。

◆高知市の療育手帳所持者 障がい程度別・年齢別(4区分)の推移



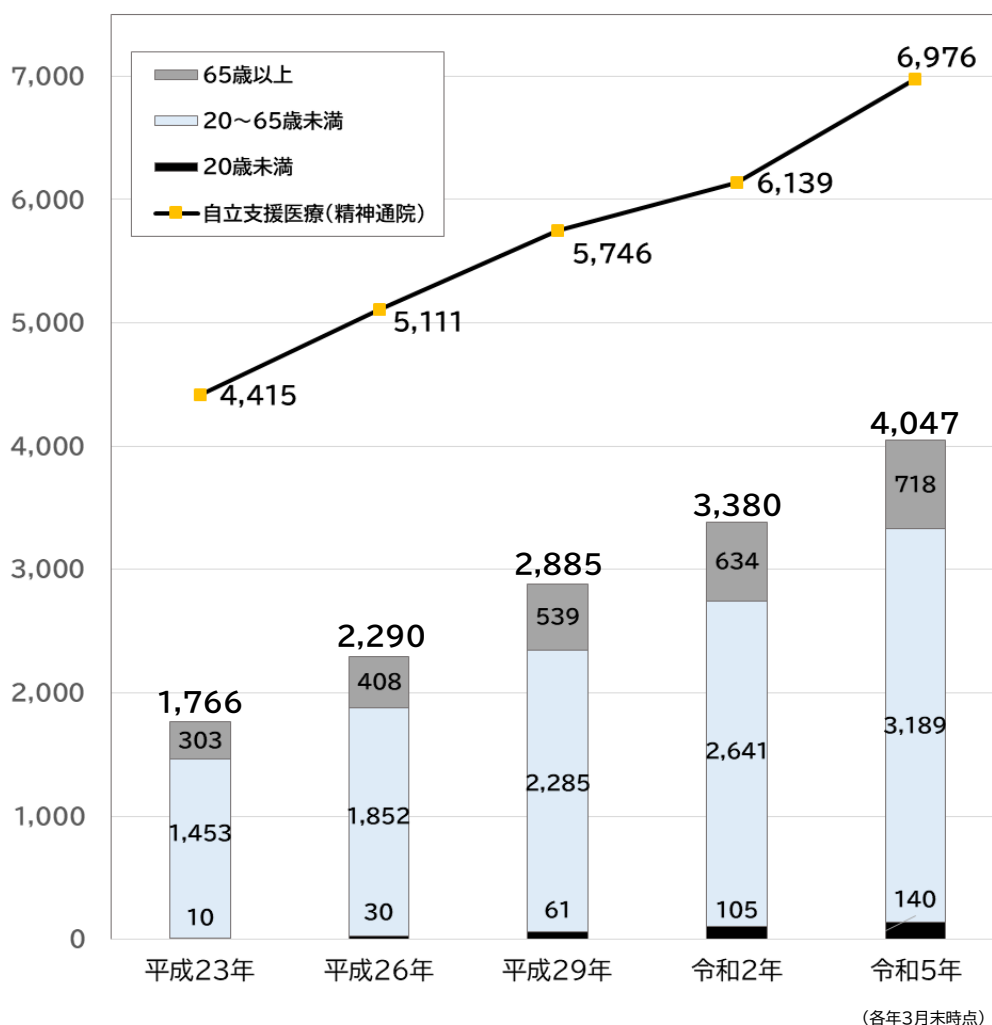
出典:障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数, 自立支援医療(精神通院)受給者数は共に年々増加しており, 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は平成23年から令和5年までに約 2.3 倍となっています。

こういった現状から, 財産管理や身上保護を必要とする精神障がい者が増加することが予想されます。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数の推移



出典:障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

(6) 成年後見制度の利用状況

高知市の成年後見制度の利用状況と高知家庭裁判所の成年後見制度の申立て受理件数は、増加傾向にあります。

◆高知市の成年後見制度の利用状況の推移

類型	令和3年(7月時点)	令和6年(8月時点)
後見	521人	523人
保佐	121人	143人
補助	25人	35人
合計	667人	701人

◆高知家庭裁判所が受理した高知市における成年後見制度の申立て件数の推移

類型	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後見	84人	84人	95人
保佐	12人	17人	20人
補助	3人	2人	6人
合計	99人	103人	121人

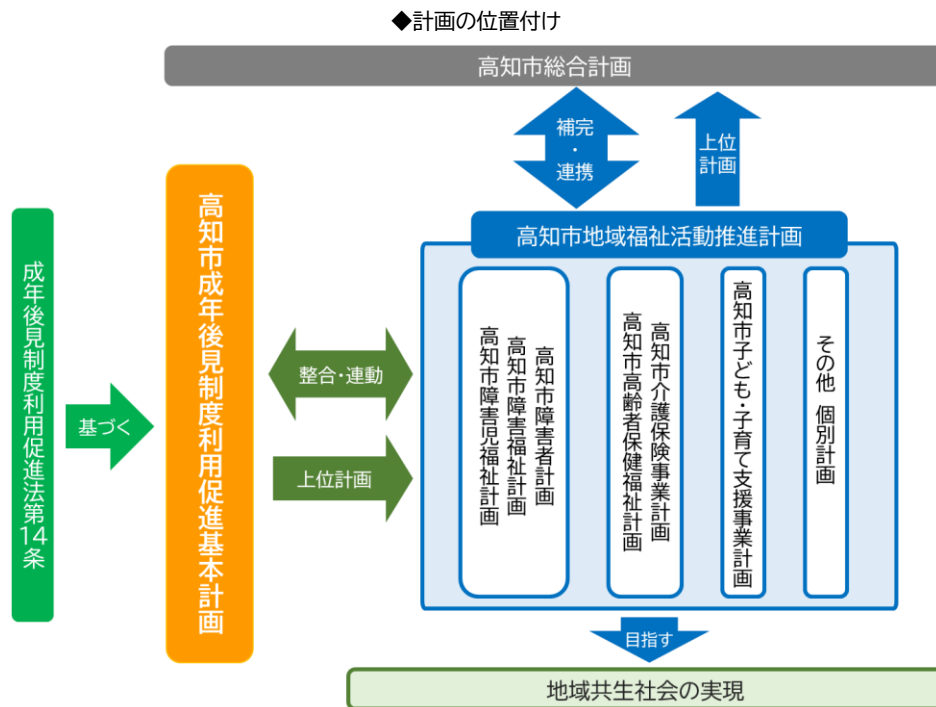
第2章 基本的な事項

1 計画の目的

第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画(以下「第二期計画」という。)は, 本市の成年後見制度を利用促進するため, 各主体の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

2 計画の位置付け

第二期計画は, 促進法第14条第1項に基づき, 本市の実行計画として策定するもので, 高知市地域福祉活動推進計画が上位計画に当たります。また, 高知市高齢者保健福祉計画や高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画等と整合・連動を図ります。



3 計画期間

計画期間は, 令和7(2025)年度から令和9(2027)年度までの3年間とします。

4 SDGs の達成に向けた取組

持続可能な開発目標(SDGs)は, 平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された世界共通の目標であり, 持続可能でよりよい世界を目指すため, 経済・社会・環境の調和を目指す1

7の目標が掲げられています。

SDGs が目指す国際社会の姿は、本市が高知市総合計画(以下「総合計画」という。)で掲げる将来の都市像と一致しており、本市の持続可能な発展を図る上でも、本市自らが積極的に SDGs の達成に向けて取り組む必要があるとしています。

本計画においても、総合計画が目指す持続可能な共生社会の実現につながる権利擁護支援として、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

◆SDGs における17のゴール



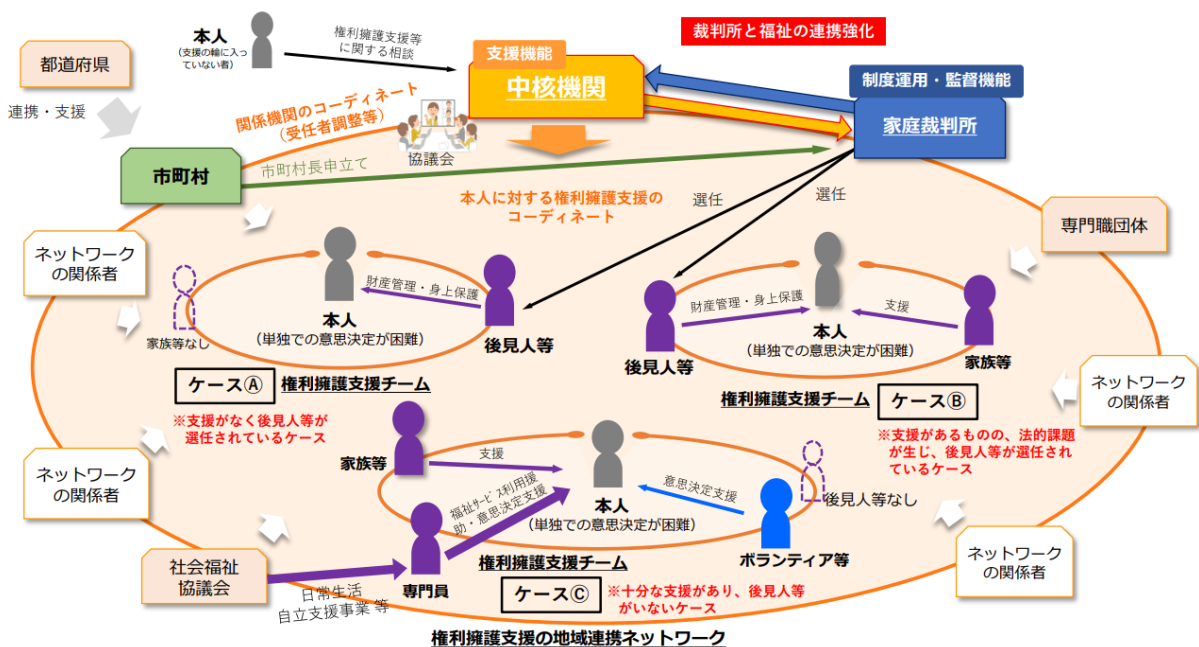
第3章 高知市の成年後見制度に関する現状と課題

1 中核機関の設置と運営

(1) 中核機関とは

国の第二期計画では、地域の権利擁護支援を促進する中核機関の機能として、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援等を掲げ、計画的に体制を整備することとしています。また、支援が必要な本人と後見人を支える権利擁護支援チームと、地域の関係者・支援者をつなぐ協議会を設置・運営することで、地域連携ネットワークを構築することも中核機関の大きな役割に位置付けています。

◆権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割・位置付けイメージ



出典：厚生労働省「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について」引用

(2) 高知市の中核機関の設置と運営

本市では、中核機関業務を令和4年4月1日より高知市社会福祉協議会に委託し、設置しており、主に5つの役割を担っています。

◆高知市の中核機関の主な役割

項目	内容
① 広報・啓発	成年後見制度や相談窓口の広報・啓発を行っています。
② 相談対応	権利擁護に関する総合的な相談窓口として、市民や関係機関等からの相談に対して専門的な助言や適切な支援を行っています。

③ 成年後見制度の利用促進	成年後見制度が必要な方への適切な後見人等候補者を推薦する受任調整や、市民後見人の育成や市民後見人の活躍の機会を支援しています。
④ 後見人支援	課題を抱える後見人等の円滑な後見業務を支援しています。
⑤ 連携推進	地域連携ネットワークが機能するよう、地域連携ネットワーク協議会の運営など、専門職団体や支援者等の関係機関や団体の連携を推進しています。

(3) 高知市の中核機関の実績

① 初期相談対応件数

項目	令和4年度	令和5年度
初期相談受付件数	469	441

【相談内訳】

項目	令和4年度	令和5年度
身元保証人がいない	38	47
入院・入所手続	22	26
相続手続	19	23
財産管理	52	52
福祉サービスの利用手続	9	6
定期預金解約	0	0
保険手続	2	5
日常的な金銭管理	168	165
権利侵害	2	6
市民後見人受任	0	0
出前講座	10	12
将来の不安	105	76
成年後見制度について	122	100
これからあんしんサポート事業	47	41
その他	200	156
合計	796	714

② 市民後見人養成講座受講者と修了者数

項目	令和4年度	令和5年度
受講者	9	13
修了者	7	13

③ 市民後見人材バンク登録者数

項目	令和4年度	令和5年度
登録者(新規)	0	4
受任者(新規)	0	0

2 第一期高知市成年後見制度利用促進基本計画の取組

第一期計画では、「誰もが住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、安心して暮らすことができる高知市の実現」を目指し、3つの基本目標を設定して取組を行ってきました。

各取組については、以下の評価基準を基に評価します。

評価基準	
A	指標・目標を達成
B	指標・目標を概ね達成
C	指標・目標未達成

※指標・目標がないものは取組内容で評価します。

(1) 基本目標 1「権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し支える」

① 成年後見制度に関する市民啓発

第一期計画では中核機関を中心に市民への成年後見制度の啓発に取り組んできました。中核機関の設置年度である令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から地域活動等が休止されており、市民への啓発の機会をつくるのが困難でしたが、地域包括支援センターの圏域毎の地域活動に合わせて出前講座を行うなどの啓発を実施しました。令和5年度は、啓発の実施回数を増やすことができましたが、「権利擁護に関する出前講座の開催(中核機関)」以外の指標・目標値は達成することができませんでした。

【目標と実績】

指標・目標	令和4年度実績	令和5年度実績	評価
成年後見制度に関する啓発実施 42回/年	0回	34回 (高齢34回, 知的0回, 精神0回)	C
権利擁護に関する出前講座の開催(中核機関) 10回/年	10回	12回	A
成年後見セミナー参加者数(中核機関) 80名/年	61名	62名	A

② 相談対応力の強化

相談対応力の強化として、地域包括支援センターの職員や障がい支援相談員、医療機関や居宅介護支援事業所等の相談窓口の職員に対して、各年度で指標・目標を上回る研修の機会をつくることができました。

【目標と実績】

指標・目標	令和4年度実績	令和5年度実績	評価
相談支援機関・医療機関に対する研修実施回数 3回/年	6回 (高齢5回, 知的1回, 精神0回)	5回 (高齢3回, 知的1回, 精神1回)	A

③ 成年後見制度市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の適切な実施

成年後見制度の利用が必要であると判断されるが、親族等による支援を受けることが困難な高齢者や障がい者等に対して、市長申立てにより成年後見制度の利用を支援しました。また、成年後見制度の申立てに掛かる経費や後見人等への報酬を負担することが困難な方について、費用助成を行いました。

【目標と実績】

指標・目標	令和4年度実績	令和5年度実績	評価
—	市長申立て件数 28 件 (高齢 27 件, 知的1件, 精神0件) 助成金申請件数 20 件 (高齢 17 件, 知的2件, 精神 1 件)	市長申立て件数 28 件 (高齢 21 件, 知的2件, 精神5件) 助成金申請件数 20 件 (高齢 20 件, 知的 0 件, 精神 0 件)	B

(2) 基本目標 2「市民一人ひとりが望む生活を考え、表明する」

① 市民一人ひとり自らが望む生活を考える

市民一人ひとりが自ら望む生活を考える機会をつくるため、意思決定支援の学習会を計画していましたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学習会の開催が困難な状況であったため、目標達成には至りませんでした。

令和5年度には22回の学習会を開催し、指標・目標を達成することができましたが、知的障がい者と精神障がい者の支援に関する学習会は開催できていません。また、令和5年度には、意思決定の必要性や成年後見制度を普及促進するツールとして「想いをかなえるノート」を制作し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が想いをかなえるノートを活用して、高齢者に対して普及啓発しました。

【目標と実績】

指標・目標	令和4年度実績	令和5年度実績	評価
学習会の実施回数 14回/年	0回	22回 (高齢22回, 知的0回, 精神0回)	B

② 任意後見制度及び補助・保佐類型の利用促進

市民に成年後見制度を普及啓発する中で、任意後見制度等の普及にも取り組んできました。また、令和5年度に意思決定の必要性や成年後見制度を普及促進するツールとして制作した「想いをかなえるノート」に、後見・保佐・補助の類型や任意後見制度を掲載し、普及啓発に努めました。

【目標と実績】

指標・目標	令和4年度実績	令和5年度実績	評価
—	—	—	B

③ 日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への円滑な移行

中核機関を運営している高知市社会福祉協議会が判断能力に不安がある人の日常生活費の管理等を支援する日常生活自立支援事業も担っており、成年後見制度への円滑な制度移行に取り組みました。

【目標と実績】

指標・目標	令和4年度実績	令和5年度実績	評価
—	4件 (後見3件, 保佐1件, 補助0件)	7件 (後見2件, 保佐4件, 補助1件)	A

(3) 基本目標 3「本人の意思を大切にして能力に応じたきめ細やかな対応を図る(権利擁護支援地域連携ネットワークの構築)」

① 権利擁護支援チームによる対応と関係機関の連携推進

中核機関が把握している困難事例については、地域連携ネットワーク協議会で対応方法を協議し支援につなげるなど、一定数の支援を行ってきましたが、中核機関で後見人等の業務の状況を把握できている件数が少なく、権利擁護支援チームの形成を支援するまでには至っていないケースがあると想定されます。

【目標と実績】

指標・目標	令和4年度実績	令和5年度実績	評価
—	—	—	C

② 中核機関の設置

中核機関の運營業務を令和4年度より高知市社会福祉協議会に受託いただき、広報・啓発、相談対応、成年後見制度利用促進、後見人支援、連携推進の5つを基本的な役割として運営しています。

【目標と実績】

指標・目標	令和4年度実績	令和5年度実績	評価
—	令和4年度より高知市社会福祉協議会に委託して設置・運営		B

③ 地域連携ネットワーク協議会の設置

地域連携ネットワーク協議会を開催し、中核機関が対応している困難事例への対応方法の検討や支援方法について協議しました。また、市民後見人の人材バンクの登録の審査を行いました。

【目標と実績】

指標・目標	令和4年度実績	令和5年度実績	評価
地域連携ネットワーク協議会の開催 2回/年	2回	4回	A

3 アンケート調査の結果

本市では、成年後見制度の認知度等を把握するため、令和5年度にアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート調査の概要

① 高齢者向け調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に合わせて実施)

【令和2(2020)年度】

対象者	65歳以上の市民のうち要介護1～5以外の方 5,000 人
期間	令和2年6月5日～6月26日

【令和5年度】

対象者	65歳以上の市民のうち要介護1～5以外の方 5,000 人
期間	令和5年5月30日～6月26日

② 知的・精神障がい者向け調査(障がいのある人の支援に関する調査結果)

【令和2年度】

対象者	18歳以上の市民のうち、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 809人
期間	令和2年5月25日～6月8日

【令和5年度】

対象者	18歳以上の市民のうち、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 1,507 人
期間	知的障がい者向け調査令和5年5月29日～6月29日 精神障がい者向け調査令和5年5月11日～8月31日

③ 市民向け調査

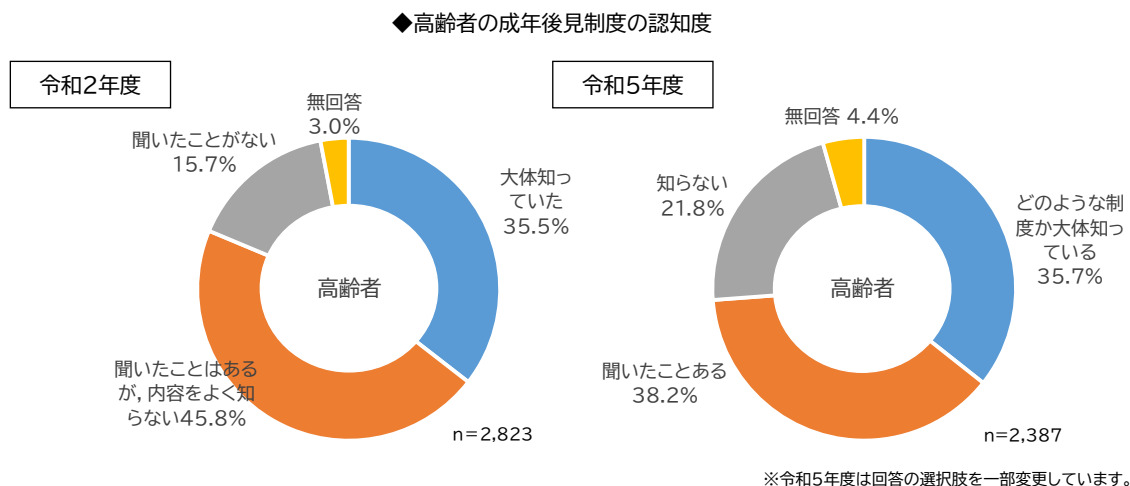
【令和5年度】

対象者	16歳以上の市民 3,000 人
期間	令和5年9月27日～10月24日

(2) 成年後見制度の認知度

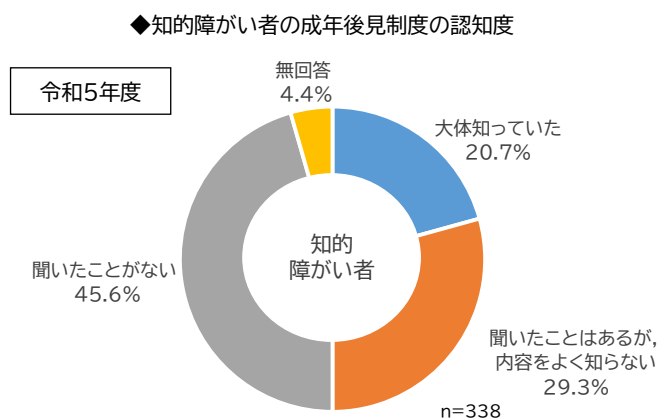
① 高齢者の認知度

高齢者における令和5年度の成年後見制度の認知度は、どのような制度か大体知っている人の割合が35.7%となっており、成年後見制度を詳しく知らない人が多くの割合を占めています。また、令和2年度から令和5年度の間には成年後見制度を知らない人の割合が6.1%増加しています。



② 知的障がい者の認知度

知的障がい者における令和5年度の成年後見制度の認知度は、制度を大体知っていた人の割合が20.7%となっており、成年後見制度を詳しく知らない人が多くの割合を占めています。

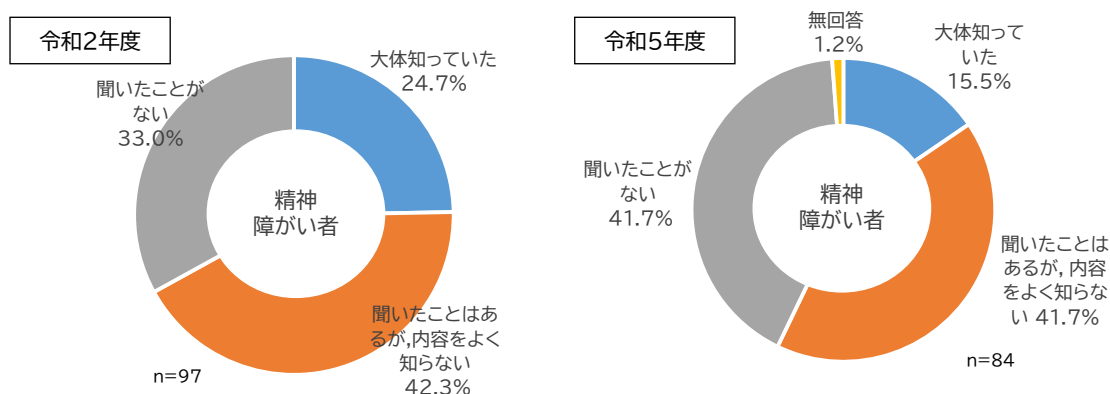


※令和2年度は、身体障がい者と知的障がい者の認知度を合わせて集計しており数値を切り分けられないため、グラフは令和5年度のみとしている。

③ 精神障がい者の認知度

精神障がい者における令和5年度の成年後見制度の認知度は、大体知っていた人の割合が15.5%となっており、成年後見制度を詳しく知らない人が多くの割合を占めています。また、令和2年度から令和5年度の間で成年後見制度を大体知っていた人の割合が9.2%減少しています。

◆精神障がい者の成年後見制度の認知度

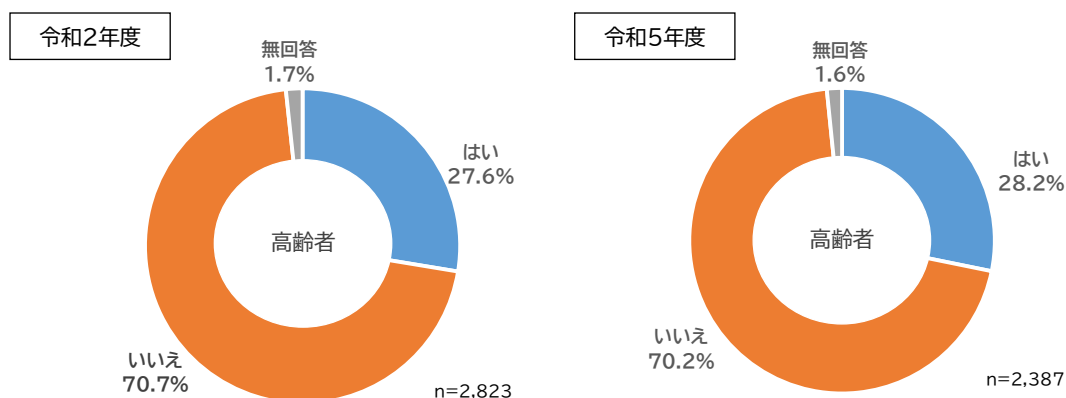


(3) 相談窓口の周知度

① 高齢者の認知症に関する相談窓口の周知度

高齢者における認知症に関する相談窓口の周知度は、令和2年度から令和5年度の間で大きな変化は見られず、認知症に関する相談窓口を知らない人の割合が7割以上を占めています。

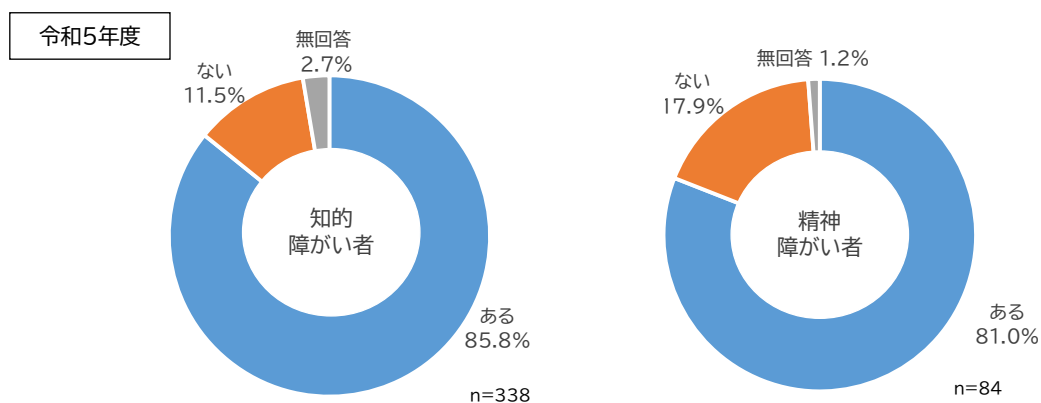
◆高齢者の認知症に関する相談窓口の周知度



② 知的障がい者・精神障がい者が困った時の相談先

知的障がい者における令和5年度の困った時の相談先がある人の割合は85.8%, 精神障がい者における困った時の相談先がある人の割合は81.0%と比較的高い割合となっていますが, 相談先があると回答した人の相談先は, 家族や医療機関が多くなっており, 障害者相談センター等の相談窓口の割合は低くなっています。

◆知的障がい者・精神障がい者が困った時の相談先の有無



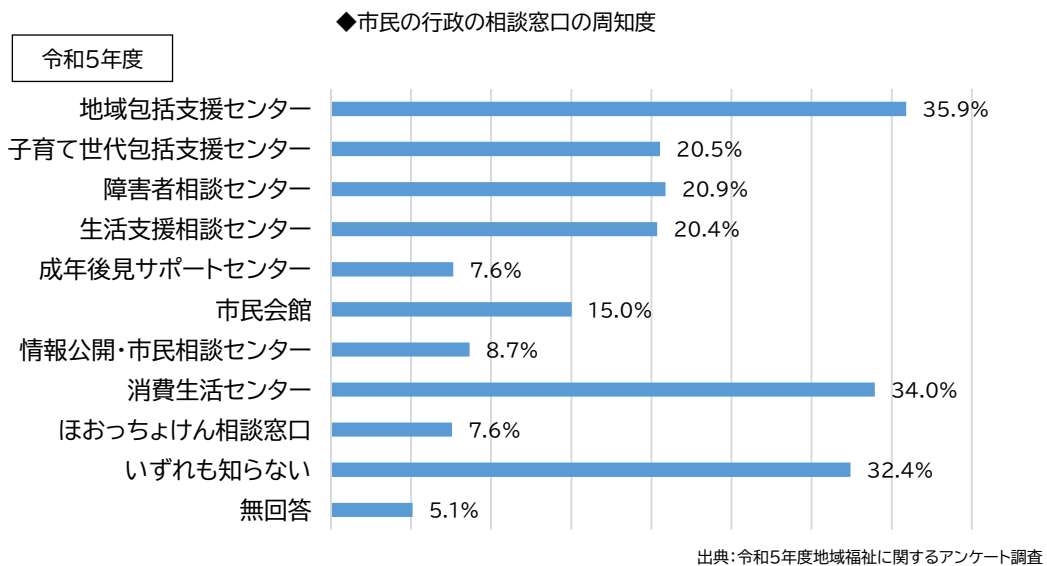
※令和2年度は, 精神障害者保健福祉手帳所持者を調査対象としていなかったため, グラフは令和5年度のみとしている。

◆困った時に相談先があると回答した障がい者の相談先

項目	令和2年度	令和5年度	知的障がい	
			知的障がい	精神障がい
家族/親族	75%	66%	73%	72%
保護者仲間	3%	4%	6%	1%
友人/知人	18%	18%	14%	18%
県立療育福祉センター	3%	3%	4%	0%
医療機関	39%	39%	38%	57%
訪問診療/訪問看護/リハビリ	7%	9%	8%	16%
保育園/幼稚園/学校	1%	1%	1%	1%
入所している施設	5%	9%	18%	4%
市役所(障がい福祉課・健康増進課・基幹型包括)	9%	15%	15%	13%
市教育委員会	0%	0%	0%	0%
障害者相談センター	7%	6%	8%	7%
相談支援事業所	13%	16%	30%	7%
障害福祉サービス事業所	13%	18%	30%	21%
相談員/民生委員/児童委員	4%	7%	11%	12%
県立精神保健福祉センター	-	1%	2%	7%
その他	5%	9%	11%	9%
無回答	0%	0%	1%	3%

③ 市民の行政の相談窓口の周知度

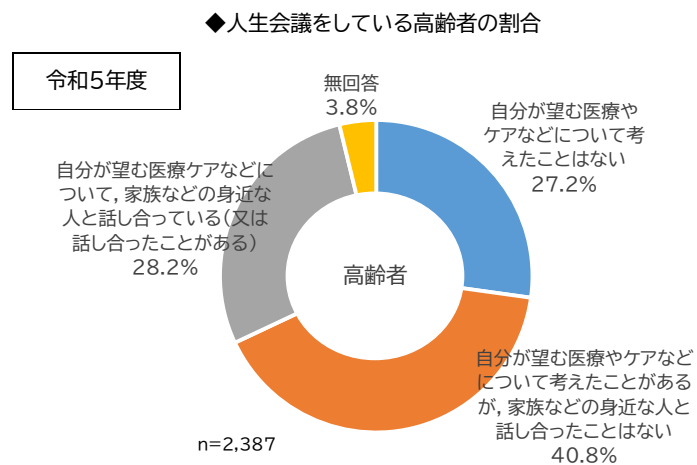
市民における令和5年度の行政の相談窓口の周知度は、地域包括支援センターが35.9%と最も高く、次いで消費生活センターが34.0%でしたが、いずれも知らないと答えた人の割合が32.4%と高くなっています。



(4) 人生会議※1をしている人の割合

① 高齢者の割合

高齢者における令和5年度の人生会議をしている人の割合については、自分が望む医療やケアなどについて考えたことはない人や、自分が望む医療やケアなどについて考えたことがあるが家族などの身近な人と話し合ったことはない人の割合が7割近くを占めています。



※1 人生会議とは、認知症や障がい等により自分でこれからのことを決めることが難しくなる前に、自分が将来望む医療やケアについて考え、その考えを家族や支援者など信頼する人と話し合い共有する取組です。

(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業調査研究会での意見交換

第二期計画の策定に当たり、日頃から権利擁護支援に携わっている弁護士や司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士の専門職団体等が参加する成年後見制度・日常生活自立支援事業調査研究会で、成年後見制度を普及促進するための課題や取組、後見業務を円滑に行うための後見人等の支援に係る課題や支援方法などについて、意見交換を行いました。

◆意見交換会(成年後見制度・日常生活自立支援事業調査研究会)での主な意見

項目	主な意見
成年後見制度の普及促進	- 成年後見制度が市民に知られていない - 元気なうちは成年後見制度への関心が薄く、制度の情報が届きづらい - 市民にとって成年後見制度を利用するタイミングが分かりづらい - 成年後見制度の利用について自ら進んで相談する人はいない - 成年後見制度を利用することで権利が制限されたり、報酬が高いなどのネガティブなイメージがある - 高齢者や障がい者に成年後見制度を正しく説明できる支援者がいない - 相談を受けても制度利用につなげられていない支援者がいる - 各専門職団体で普及啓発をしても人が集まらない - 行政と専門職団体の共催により内容の充実と集客の増加を得られるのではない - 後見人や支援者が学び合える機会をつくってはどうか - 相談会やセミナーで成年後見制度や相談先を説明するための資料がほしい - いきいき百歳体操会場や市役所のモニター等で周知してはどうか
成年後見制度の利用支援	- 市長申立てによる成年後見制度の利用件数が増加している - 市長申立てからの引き継いだ時に親族情報等が少なく分かりづらい - 後見人等の報酬助成が市長申立てによるもののみとなっている - 適切な後見人を調整することが難しい - 後見人になる人材が不足している - 後見業務をリレー形式でできるようになれば良い
後見人等の支援	- 支援が困難なケースをどこに相談すればよいかわからない - 支援が困難なケースは後見人だけでの対応は難しい - 後見人就任後のフォローがない - 支援が困難なケースについて相談し合える場がない - 在宅ケースは制度利用者とトラブルになることが多い - 後見人等が困った時に相談できる窓口を整備した方が良い - 中核機関としての役割が見えない
意思決定支援	死後のことを絡めて普及啓発すると成年後見制度の関心を持ってもらえるかもしれない

	・ 人生会議(ACP)に合わせて支援者の成年後見制度に対する理解を深められるようにしてはどうか。 ・ 正しい後見業務を理解していない親族後見人がいる ・ エンディングノートの様式を統一してもらいたい ・ 意思表示がないと終末期の方の意思決定や納骨などに困る
--	---

5 課題と今後の方向性

(1) 成年後見制度の普及状況

① 主な課題

- ◆ 高齢者、障がい者共に成年後見制度の認知度が低く、市民が積極的に制度を利用するようになるためには、制度の理解促進が不可欠となっています。
- ◆ 国の第二期計画の方向性として、成年後見制度の利用促進の取組をさらに進めることが示されており、制度の普及に向けて、さらに拡充した取組が必要となっています。
- ◆ 中核機関による普及啓発だけでは、市民における成年後見制度の認知度の向上にまでつなげることは難しい状況です。
- ◆ 第一期計画における指標・目標は、各取組の実施回数等を設定しており、成年後見制度の認知度は数値目標が示されていません。

② 今後の方向性

- 市民に成年後見制度の理解が進み、制度を必要とする人が安心して利用できるよう制度の普及促進するための取組を拡充します。
- 各取組の効果を測り実効性を高めるため、高齢や障がいの分野毎に成年後見制度の認知度を数値目標として設定し、数値目標の達成に向けた取組を進めます。

(2) 成年後見制度の利用状況

① 主な課題

- ◆ 本市の認知症高齢者は、令和12年度には5人に1人になることが予想されています。また、知的障がい者や精神障がい者は、親が財産管理を担っている世帯も多く、親が高齢になったり亡くなることによる権利擁護支援の必要性も高まっています。
- ◆ 後見人等への報酬を負担することが困難な方への助成について、市長申立てによるものの助成は行っていますが、本人・親族申立てによるものについての助成にまでは至っていません。
- ◆ 各機関だけでは後見人等候補者の受任調整が困難なものがあります。また、国の第二期計画における工程表では、市町村の取組として後見人等候補者の適切な推薦の実施が示されています。

② 今後の方向性

- 親族等による後見開始の申立てが期待できない高齢者や障がい者については、市長申立てによる適切な成年後見制度の利用支援に取り組めます。また、本人・親族申立ての支援について、助成の必要性の分析を含め検討を進めます。
- 各機関だけで後見人等の候補者の受任調整が困難なものについては、中核機関が中心となり、多職種による視点で適切な後見人等の候補者を検討し、本人の状態に応じた申立てにつなげます。

(3) 包括的な相談支援体制の状況

① 主な課題

- ◆ 第一期計画の取組の一つとして、相談対応力の強化ため、地域包括支援センターや障害者相談センター等の相談支援機関に対する研修実施に取り組んだことにより、相談支援機関の相談対応力は向上しましたが、市民の相談支援機関自体の周知度は低いため、相談支援機関への相談につながっていない事案があることが懸念されます。
- ◆ 成年後見制度は、認知症の人や知的障がい・精神障がい等により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度であるため、成年後見制度を含む権利擁護を支援する相談窓口の周知が必要です。
- ◆ 複合的な課題を抱える事案が多くなっており、包括的な相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ◆ 判断能力が低下し、消費者被害等に遭われた人が被害を繰り返さないよう権利擁護等の支援につなげる必要があります。

② 今後の方向性

- 権利擁護支援が必要な人を相談窓口につなげるため、認知症や知的障がい・精神障がいの分野毎に相談窓口の周知度を数値目標として設定し、数値目標の達成に向けた取組を進めます。
- 複合的な課題を抱える事案も多くなっていることから、引き続き中核機関を設置するとともに、多職種との連携を強化し、地域で権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し適切な支援につなげます。
- 判断能力が低下し、消費者被害等に遭われた人が被害を繰り返さないよう、連携する機関を増やし適切な支援につなげます。

(4) 後見人等の支援の状況

① 主な課題

- ◆ 中核機関が把握している困難事例については、地域連携ネットワーク協議会で対応方法を協議し支援につなげるなど、一定数の個別の支援は行ってきましたが、市内の後見人等の業務の状況までは把握できていない状況です。
- ◆ 中核機関だけでは対応が難しい困難な事例を支援するため、中核機関のコーディネート機能を強化し、多機関と連携した支援を行う必要があります。
- ◆ 国の第二期計画における工程表では、市町村の取組として権利擁護支援チームの自立支援の実施が示され、福祉・行政・法律専門職などの多様な主体の連携による支援が求められています。

② 今後の方向性

- 中核機関において可能な限り受任後の後見人等の後見業務の状況を把握し、孤立し対応に困っている後見人等に助言・支援します。
- 中核機関が中心となり専門職団体等の多様な主体が連携し支援する権利擁護支援チームの形成や自立支援を行います。
- 複合的な課題を抱える困難事例については、地域連携ネットワーク協議会での対応方法の協議に加え、本市等の関係機関での協議を行い、包括的な支援につなげます。

(5) 意思決定の普及状況

① 主な課題

- ◆ 第一期計画では、「市民一人ひとりが望む生活を考え、表明する」ことを基本目標の一つに掲げ取り組んできましたが、自分が望む医療やケアなどについて考えたことはない人や家族に伝えていない人が約7割を占めています。
- ◆ 加齢による衰えや判断能力の低下があっても、望む生活を実現するためには、判断能力が衰える前に将来のことを考え、今後どのような生活を送りたいか、どのような支援を受けたいかといった意思を家族や支援者等と共有することが重要です。

② 今後の方向性

- 将来自分が望む医療やケアなどについて、家族などの身近な人と話し合っている人の割合を数値目標として設定し、数値目標の達成に向けた取組を進めます。
- 本人の意思を尊重した支援を受けることができるよう意思決定の必要性の浸透を図り、成年後見制度の普及につなげます。

第4章 基本理念と取組体系

1 基本理念

第一期計画の基本理念は、国の基本計画の基本的な考え方である「本人の意向や希望が重視されること」や「権利侵害がなく安心して暮らすことができる」を踏まえ、「誰もが住みたい場所で、自らの希望が叶えられ安心して暮らすことができる高知市の実現」としていました。

新たに示された国の第二期基本計画の基本的な考え方は「地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進する」とされており、これは本市の第一期計画の基本理念と同様の趣旨であるため、本市の第二期計画においても基本理念は変えず、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

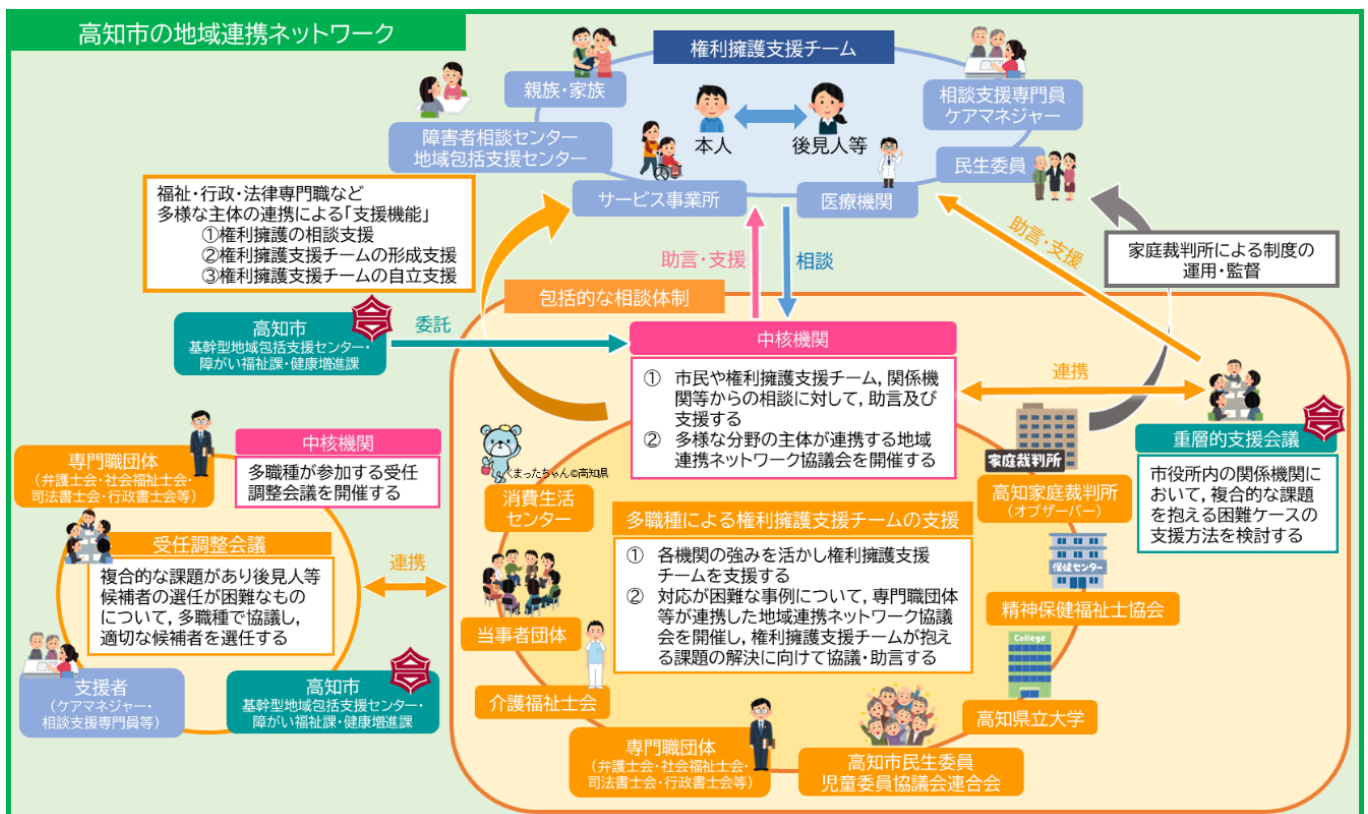
基本理念

誰もが住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、
安心して暮らすことができる高知市の実現

2 高知市の地域連携ネットワーク

本市では、権利擁護支援を必要とする人が安心して成年後見制度を利用することができ、成年後見制度の利用者を支援する後見人等が対応に困り孤立することのないように、多様な分野・主体が連携し、支援することのできる仕組みを構築するとともに持続可能な運用を目指します。

◆高知市の地域連携ネットワークイメージ



3 取組の体系

基本理念である「誰もが住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、安心して暮らすことのできる高知市の実現」に向けて、現状・課題と今後の方向性を踏まえ、5つの基本目標を設定するとともに、目標の達成を目指し取組を設定します。

基本目標	取組
1 成年後見制度の普及促進	(1)市民向けの普及啓発
	(2)支援者向けの普及啓発
	(3)多職種による普及啓発の連携支援
	(4)多職種が連携した普及啓発
2 成年後見制度の利用支援	(1)円滑な市長申立ての実施
	(2)成年後見制度の費用助成
	(3)受任調整会議の開催
	(4)受任調整の支援
	(5)新たな担い手の参画
3 包括的な相談支援体制の充実	(1)相談窓口の周知
	(2)総合相談支援体制の整備
	(3)多職種との連携強化
	(4)各機関による権利擁護支援
4 権利擁護支援チームの自立支援	(1)後見人等の支援
	(2)困難事例の支援方法の協議
	(3)多職種による権利擁護支援チームの支援
5 意思決定の普及促進	(1)市民向けの普及啓発
	(2)市民及び支援者向けの普及啓発
	(3)支援者向けの普及啓発

第5章 基本目標の達成に向けた数値目標と具体的な取組

5つの基本目標ごとに評価指標を設定し、評価指標の達成に向けて各取組を効果的に進めていきます。また、評価指標には本計画の最終年度である令和9年度の「計画目標値」に加えて、令和8年度の実績を測るものとして「R8目標値」を設定します。これは、本計画が高知市高齢者保健福祉計画等の行政計画と整合・連動を図ることとしており、各計画の目標値が令和8年度となっているものがあるためです。このため、本計画の計画期間中ではありますが、「R8目標値」を評価指標として設定するものです。

各取組を進める主体

本計画では、取組の実効性を高めるため、それぞれの取組を進める主体を示します。

- **中核** 中核機関
- **基幹** 基幹型地域包括支援センター
- **障福** 障がい福祉課
- **健増** 健康増進課
- **専門** 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・行政書士会・税理士会等の専門職団体
- **家裁** 家庭裁判所
- **消費** 消費生活センター
- **支援** ケアマネジャー・医療機関・地域包括支援センター・障害者相談センター等の支援者

1 成年後見制度の普及促進

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって一人で決めることが不安な人や判断能力が不十分な人の権利と利益を保護する法的な制度であり、制度を必要とする人の意思を尊重しつつ、利用者に代わって財産管理や日常生活の決定を支援します。市民に制度の正しい理解が広がり、制度を必要とする人が安心して利用できるよう制度の普及に取り組みます。

【評価指標】

指標名	現状値	R8目標値	計画目標値
高齢者の成年後見制度の認知度	35.7%	50%	55%
知的障がい者の成年後見制度の認知度	20.7%	35%	42%
精神障がい者の成年後見制度の認知度	15.5%	20%	23%
多職種による成年後見制度の普及啓発	効果的・効率的な普及啓発の実施		

高齢者に関する取組

(1) 市民向けの普及啓発【拡充】

基幹

高齢者の成年後見制度に対する理解が進み、制度を必要とする人が安心して利用できるよう普及啓発ツールを活用して制度を普及啓発します。

- ① いきいき百歳体操会場, 民生委員児童委員協議会, 認知症サポーター養成講座, 生涯大学等地域活動の場等を活用した普及啓発
- ② あかるいまちへの掲載
- ③ 高知市公式ホームページへの掲載
- ④ 高知市公式 LINE による情報発信
- ⑤ 高知市役所の電光掲示板による情報発信
- ⑥ 高知くらしつながるネット(Lico ネット)による情報発信

(2) 支援者向けの普及啓発【拡充】

基幹

認知症などにより権利擁護支援が必要となったときに、身近な人が早期に気づき、制度の説明や制度の利用を促すことができるようにするため、支援者向けに制度を普及啓発します。

- ① 成年後見制度の支援者向け研修会の開催
- ② ケアマネジャー向けの成年後見制度の学習会の開催

知的障がい者に関する取組

(1) 市民向けの普及啓発【拡充】

障福

知的障がい者やその家族の成年後見制度に対する理解が進み、制度を必要とする人が安心して利用できるよう制度を普及啓発します。

- ① 療育手帳交付時に成年後見制度を説明するチラシ等を配布

(2) 支援者向けの普及啓発

障福

知的障がいにより権利擁護支援が必要となったときに、身近な人が気づくことで相談につながりやすくするため、支援者向けに制度を普及啓発します。

- ① 研修会の開催

精神障がい者に関する取組

(1) 市民向けの普及啓発【拡充】

健増

精神障がい者の成年後見制度に対する理解が進み、制度を必要とする人が安心して利用できるよう制度を普及啓発します。

- ① 高知市精神障害者家族会連合会で家族を対象にした普及啓発
- ② 精神科病院・院内説明会で精神障がい者を対象にした普及啓発

- ③ 精神障害者保健福祉手帳の発送に合わせた成年後見制度を説明するしおり等の送付

(2) 支援者向けの普及啓発

健増

精神障がいにより権利擁護支援が必要となったときに、身近な人が気づくことで相談につながりやすくするため、支援者向けに制度を普及啓発します。

- ① 研修会の開催
- ② 精神科病院の職員に向けた普及啓発

全ての方に関する取組

(1) 多職種による普及啓発の連携支援

中核

より効果的・効率的な普及啓発を行うため、専門職団体や家庭裁判所、行政の連携した普及啓発を支援します。また、成年後見制度の普及促進効果の高い普及啓発ツールを作成します。

- ① 専門職団体や家庭裁判所、行政の研修会等の共催を調整・開催支援
- ② 成年後見制度の普及啓発ツールの作成

(2) 多職種が連携した普及啓発【新規】

基幹

障福

健増

専門

家裁

専門職団体と家庭裁判所、行政がそれぞれの強みを活かし、効果的・効率的な普及啓発を行うため、専門職団体や家庭裁判所と連携した普及啓発を行います。

- ① 専門職団体と行政が連携したセミナー、相談会、研修等の開催
- ② 家庭裁判所と行政が連携した研修の開催

● ● ● 専門職団体の普及啓発の取組状況 ● ● ●

専門職団体では、成年後見制度の利用に係る相談会や講演会などの普及啓発を行っています。

■弁護士会

活動のタイトル	対象者	内容
「くるみ」無料法律相談	市民	成年後見制度、遺言、相続についての相談 予約制で相談1回につき 30 分
ひまわりあんしん事業	市民	高齢者や障がい者の法律問題についての無料電話 相談
法律相談	市民	成年後見制度を含めた様々な法律相談

■司法書士会(リーガルサポート)

活動のタイトル	対象者	内容
遺言と成年後見制度に関する 講演会・相談会	市民	遺言と成年後見制度についての講演会、個別相談 会を社会福祉士会と合同開催
電話受付による 個別相談	市民	相談申込があった際は、希望に沿った形式にて相談 対応
各団体への講師派遣	市民 団体職員等	市町村、社協、高齢者・障がい者向け施設など関係 団体への講師派遣を実施

■社会福祉士会(ぱあとなあ高知)

活動のタイトル	対象者	内容
遺言と成年後見制度に関する 講演会・相談会	市民	遺言と成年後見制度についての講演会、個別相談 会を司法書士会と合同開催

■行政書士会(コスモス)

活動のタイトル	対象者	内容
高知県行政書士会と共同での 無料相談会	市民	地域のスーパーや集会所での無料相談会
講師派遣活動	講師依頼があ れば随時対応	講師派遣依頼による講師活動
個別相談	市民	コスモス高知又は各行政書士への相談依頼に対し、 無料で相談員を出張派遣又は電話対応

■四国税理士会

活動のタイトル	対象者	内容
権利擁護と税のセミナー 無料相談	市民 税理士会員	成年後見制度等、相続税、贈与税、所得税の解説や 無料相談の実施
無料電話相談	市民 税理士会員	成年後見制度に関する無料相談の実施

2 成年後見制度の利用支援

認知症や障がいなどによって判断能力が不十分になっても、頼れる親族等がおらず後見開始の審判の請求が期待できない人の成年後見制度の利用を支援します。また、本人にとって適切な後見人等候補者を推薦するとともに、市民が後見等業務の担い手として活躍し、成年後見制度の利用支援に参加することのできる体制づくりに取り組みます。

【評価指標】

指標名	現状値	R8目標値	計画目標値
高齢者の市長申立て件数	22件	円滑な市長申立ての実施	
知的障がい者の市長申立て件数	2件		
精神障がい者の市長申立て件数	5件		
受任調整件数	適切な後見人等候補者の推薦		

全ての方に関する取組

(1) 円滑な市長申立ての実施

基幹

障福

健増

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分で頼れる親族等がおらず、成年後見制度を利用できない人の権利を守り安心して生活を送れるようにするため、市長申立てにより制度の利用を支援します。

- ① 市長申立てによる成年後見制度の利用支援

(2) 成年後見制度の費用助成

基幹

障福

健増

市長申立てにより成年後見制度を利用する人が経済的に困難な状況にある場合に、後見人等への報酬に掛かる費用を助成します。また、国の動向等を注視しつつ、経済的に困難な人の制度の利用支援について検討します。

- ① 市長申立てに係る経済的に困難な状況にある人の後見人等報酬の助成
- ② 国の動向等を踏まえた成年後見制度の利用支援の検討

(3) 受任調整会議の開催【新規】

中核

複合的な課題があり後見人等候補者の選任が困難なものや市民後見人の選任などについて、多職種が参加する受任調整会議を開催し、適切な候補者を推薦します。

- ① 多職種が参加する受任調整会議の開催
- ② 適切な後見人等候補者の推薦

(4) 受任調整の支援【新規】

基幹

障福

健増

専門

支援

市長申立てにより成年後見制度の利用を支援する際に、複合的な課題があり後見人等候補者の選任が困難なものについて、受任調整会議に参加・活用し、本人の状態に応じた適切な申立てにつなげます。

- ① 受任調整会議への事案の提出
- ② 受任調整会議への参加
- ③ 本人の状態に応じた後見人等候補者の協議

(5) 新たな担い手の参画

中核

基幹

障福

健増

後見人等の担い手を増やし市民の成年後見活動への参加を促進するため、市民後見人の育成や市民後見人の活躍の機会の創出に向けた協議・検討を進めます。

- ① 市民後見人育成研修の開催
- ② 市民後見人の活躍の機会を創出するための協議及び検討

3 包括的な相談支援体制の充実

権利擁護に関する総合的な相談対応や個別支援を行う中核機関を設置・運営し、権利擁護支援が必要な方や後見人等が困った時に直ぐに相談することができるよう相談窓口を広く周知します。また、各機関が個別支援を行う中で権利擁護支援の必要な方の早期発見に努め、成年後見制度の利用を含めた速やかな支援につなげます。

【評価指標】

指標名	現状値	R8目標値	計画目標値
高齢者の認知症についての相談窓口の周知度	28.2%	45%	50%
困った時に相談先がある知的障がい者の割合	85.8%	89%	91%
困った時に相談先がある精神障がい者の割合	81%	85%	87%
包括的な相談支援	多職種と連携した相談支援		

高齢者に関する取組

(1) 相談窓口の周知【拡充】

基幹

高齢者が認知症になったときなどに直ぐに相談することができ、成年後見制度の説明や適切な利用につなげるため、相談窓口を周知します。

- ① いきいき百歳体操会場, 民生委員児童委員協議会, 認知症サポーター養成講座, 生涯大学等地域活動の場等を活用した普及啓発
- ② あかるいまちへの掲載
- ③ 高知市公式ホームページへの掲載
- ④ 高知市公式 LINE による情報発信
- ⑤ 高知市役所の電光掲示板による情報発信
- ⑥ 高知くらしつながらネット(Lico ネット)による情報発信

知的障がい者に関する取組

(1) 相談窓口の周知【拡充】

障福

知的障がい者やその家族の成年後見制度に対する理解が進み、制度を必要とする人が安心して利用できるよう相談窓口を周知します。

- ① 療育手帳交付時成年後見制度のチラシ等を配布
- ② 特別支援学校の進路相談会等で相談窓口の周知

精神障がい者に関する取組

(1) 相談窓口の周知【拡充】

健増

精神障がい者の成年後見制度に対する理解が進み、制度を必要とする人が安心して利用できるよう相談窓口を周知します。

- ① 高知市精神障害者家族会連合会で家族を対象にした普及啓発
- ② 精神科病院・院内説明会で精神障がい者を対象にした普及啓発
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の発送に合わせた成年後見制度を説明するしおり等の送付

全ての方に関する取組

(1) 総合相談支援体制の整備【拡充】

中核

市民や後見人, 権利擁護支援チーム, 関係機関(行政, 地域包括支援センター, 障害者相談センター, 消費生活センター)などからの相談に対して, 専門的知見から助言や支援します。

- ① 個別相談対応・個別支援
- ② 関係機関等からの相談対応
- ③ 司法専門職アドバイザーによる助言

(2) 多職種との連携強化【新規】

中核

権利擁護支援が必要な人を適切な支援につなげるため、福祉・行政・法律専門職等に司法を加えた多様な分野の主体が連携する地域連携ネットワーク協議会を開催します。

- ① 地域連携ネットワーク協議会の開催

(3) 各機関による権利擁護支援【拡充】

基幹

障福

健増

専門

消費

それぞれの機関による個別支援や新たに消費生活センターと連携する中で、権利擁護に関する支援の必要な方の早期発見に努め、成年後見制度の利用を含めた速やかな支援につなげます。

- ① 各機関における権利擁護支援
- ② 消費生活センターとの連携

4

権利擁護支援チームの自立支援

成年後見制度の利用者を支援する後見人等が円滑な後見等業務を行えるよう助言・支援することで、後見人等が対応に困り孤立することを防ぎます。複合的な課題を抱える困難な事例は、それぞれの機関だけでは支援は難しいため、中核機関が中心となって多様な分野・主体が連携する権利擁護支援チームをコーディネートし、後見人等を支援することのできる仕組みづくりに取り組みます。

【評価指標】

指標名	現状値	R8目標値	計画目標値
後見人等をフォローアップした割合	—	100%	100%
多職種による権利擁護支援チームの支援	多職種が連携した支援		

全ての方に関する取組

(1) 後見人等の支援【拡充】

中核

後見等業務を行っている後見人等の状況を把握し、後見等業務の遂行が困難になっている後見人等が円滑に後見等業務を行えるように助言・支援します。

- ① 後見等業務の情報共有が可能な後見人等へのアンケート調査の実施
- ② 後見人等への助言・支援

(2) 困難事例の支援方法の協議【拡充】

基幹

障福

健増

複合的な課題を抱えており権利擁護支援チームだけでは対応が困難なものについて、本市の包括的な相談支援体制である重層的支援会議を活用し、後見人等や支援者が抱える課題解決に向けて支援方法を検討します。

- ① 重層的支援会議の活用
- ② 重層的支援会議の結果を基に関係機関と連携した支援

(3) 多職種による権利擁護支援チームの支援【拡充】

中核

専門

家裁

支援

それぞれの機関だけでは支援が困難な事例について、中核機関が中心となり専門職団体や支援者等の多様な主体が連携し支援する権利擁護支援チームの形成を進めます。また、多様な主体に地域連携ネットワーク協議会に参加していただき、各機関が相互に連携・協力し課題の解決に向けて継続的に協議します。

- ① 権利擁護支援チームの形成支援
- ② 各機関の地域連携ネットワーク協議会への参加
- ③ 困難事例の支援方法の協議

5

意思決定の普及促進

加齢や認知症などによって判断能力が低下する前に、将来自分が望む医療やケア等について身近な人と話し合い意思表示することの重要性や、意思決定の支援者となる方に対して意思決定支援の必要性を普及啓発することで、成年後見制度を利用するようになって、本人の意思を尊重した支援を受けることができるよう取り組みます。

【評価指標】

指標名	現状値	R8目標値	計画目標値
自分が望む医療やケア等を身近な人と話し合っている人の割合(数値目標は高齢者のみ)	28.2%	35%	40%
意思決定の普及啓発	効果的な普及啓発の実施		

全ての方に関する取組

(1) 市民向けの普及啓発【拡充】

基幹

加齢や認知症などにより判断能力が低下した場合でも、本人の意思を尊重した支援を受けることができるよう意思決定の重要性を普及啓発するとともに、想いをかなえるノートを活用して高齢

者の意思決定を普及促進します。

- ① いきいき百歳体操会場, 民生委員児童委員協議会, 認知症サポーター養成講座, 生涯大学等地域活動の場等を活用した普及啓発
- ② あかるいまちへの掲載
- ③ 高知市公式ホームページへの掲載
- ④ 高知市公式 LINE による情報発信
- ⑤ 高知市役所の電光掲示板による情報発信
- ⑥ 高知くらしつなぐネット(Lico ネット)による情報発信

(2) 市民及び支援者向けの普及啓発

中核

高齢者や障がい者が日々の生活や将来において自らの意思による選択ができるように, 高齢者や障がい者の支援に関わる保健・医療・福祉・介護・金融等の幅広い関係者や市民に意思決定支援の考え方の浸透を図ります。

- ① 意思決定支援研修の開催

(3) 支援者向けの普及啓発【拡充】

障福

健増

障がいなどにより権利擁護支援が必要なときに, 支援者が本人の意思を尊重した支援ができるよう支援者に向けて意思決定の重要性や意思決定の支援の方法の普及啓発を図ります。

- ① 研修会の開催

第 6 章 計画の進行管理

1 進行管理

第5章「基本目標の達成に向けた数値目標と具体的な取組」で設定している評価指標の達成に向け、各取組の主体が中心となり取組を進め、本計画の進捗状況を高知市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)に定期的に報告し確認していきます。

2 点検・評価

本計画の計画期間は令和9年度までですが、本計画は高知市高齢者保健福祉計画等の行政計画と整合・連動を図ることとしており、各計画の目標値が令和8年度となっているため、本計画の計画期間中ではありますが、令和8年度の目標値も評価指標として設定しています。

このため、第5章「基本目標の達成に向けた数値目標と具体的な取組」で設定している評価指標の評価は、令和8年度実績で評価を受けることとし、その他の年度については、審議会に各取組の進捗や成果について報告し、評価を受けます。

審議会でも市民目線や専門職目線から本計画の進捗状況の評価を受けた上で、取組のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じた見直しを行います。